

問 I - 3 - 1 (従来の寄附行為の名称)

現在の財団法人の寄附行為は、新制度では社団法人と同様に定款という名称に一本化されるのでしょうか。

答

- 1 そのとおりです。
- 2 公益法人制度改革に関する有識者会議の非営利法人ワーキング・グループ「非営利法人制度の創設に関する試案」においては、①財団法人の根本規則及びそれを表した書面を、民法では「寄附行為」(民法第 39 条)と称する一方で、財団法人の設立行為もまた「寄附行為」と称しており(民法第 41 条及び第 42 条)、多義的に使用され分かりにくくなっていること、②「寄附」や「行為」の文字から「根本規則及びそれを表した書面」をイメージしにくい言葉であるとの指摘があったことから、「寄附行為」の語を改めることが提言されていました。そのため、一般社団・財団法人法においては、一般財団法人の根本規則を「定款」として規定しています。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 152 条 一般財団法人を設立するには、設立者(設立者が二人以上あるときは、その全員)が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

民法第 39 条 財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為で、第 37 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を定めなければならない。

民法第 41 条 生前の処分寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、贈与に関する規定を準用する。

- 2 遺言寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

民法第 42 条 生前の処分寄附行為をしたときは、寄附財産は、法人の設立の許可があった時から法人に帰属する。

- 2 遺言寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。